

国自安第206号
国自情第288号
国自貨第126号
国自整第320号
令和3年3月11日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局自動車情報課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域（福島県）において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について

平成23年の東日本大震災に係る復旧・復興事業が円滑に行われるように、被災地域において「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）の取扱いに特例を設けてきたところである。

昨年12月には東日本大震災から9年が経過し「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、その基本方針には地震・津波被災地域における再建・復興まちづくりはおおむね完了していることが報告をされているが、原子力災害地域である福島県の復興・再生については、今後も中長期的な対応が必要であることが報告されたところである。

については、福島県の一刻も早い復旧・復興を実現するため、勤務時間等基準告示について、臨時的に福島県における被災地域に設ける拠点（以下「被災地拠点」という。）に移動して、復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例について、下記の取り扱いによることとしたので事務処理に遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」（平成23年9月13日付け国自安第19号、国自情第41号、国自貨第21号、国自整第46号）は令和3年3月31日をもって廃止する。

記

1. 貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、配車元営業所に所属する運転者及び配車元営業所に配置された車両を当該営業所から被災地拠点に移動して事業活動を行おうとする場合であって、次項を満たす場合、勤務時間等基準告示における「一の運行」の適用において当該被災地拠点を当該運転者の所属する配車元営業所とみなすこととする。

なお、配車元営業所を出発してから被災地拠点に移動して復旧・復興に係る事業活動を終え、同営業所へ帰着するまでの時間が144時間を超えない場合はこの限りでない。

2. 事業者は、復旧・復興の事業活動を適正に遂行するために前項の規定（以下「特例措置」という。）の適用を受ける場合にあっては、運転者の過労運転の防止を図るとともに輸送の安全を確保するため、被災地拠点における運行管理及び車両管理は、次の各号をいずれも満たすこと。

- (1) 被災地拠点には、被災地拠点に配置された配車元営業所の運転者（以下「配置運転者」という。）が有効に利用することができる睡眠に必要な施設が確保されていること。
- (2) 被災地拠点に移動した配車元営業所に配置された車両（以下「配車車両」という。）を適切に駐車するための車両置場が確保されていること。
- (3) 3. (2) による点呼が確実に履行される体制を整備すること。

3. 事業者が、特例措置の適用を受ける場合の配置運転者及び配車車両に係る運行管理及び車両管理は、次により行うこと。

- (1) 配置運転者及び配車車両に係る運行管理及び車両管理は配車元営業所の運行管理者及び整備管理者が責任を負うこと。
- (2) 事業者は、配置運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器を用いて法令に基づく点呼を確実に実施すること。

(ア) 被災地拠点に配置した運行管理者又は「貨物自動車運送事業輸送安全規則」（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第18条第3項に規定する補助者（以下「補助者」という。）による対面点呼を実施すること。

(イ) 配車元営業所が「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）第7条1. (3)の営業所に該当する場合にあっては、運行管理者及び補助者（以下、「運行管理者等」という。）は、配置運転者に対して同条1. (5)の規定に基づくIT点呼を実施すること。

(ウ) (ア)及び(イ)を実施することが困難な場合にあっては、運行管理者等が電話その他の方法により福島県の被災地に移動した配置運転者に対して点呼を実施するとともに、運行管理者等は、その点呼の都度（輸送安全規則第7条第3項の規定による点呼を除く。）、他の自動車運送事業者に属する補助者の選任要件を満たす者（本取扱いに係る業務を行うことについて、申し

合わせがなされている事業者に属する者に限る。以下同じ。) から、その点呼を受けた配置運転者の疾病、疲労、睡眠不足、飲酒等の状態を対面で確認した結果の報告を受け、記録すること。

(3) 事業者は、法令に基づく日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施すること。

(4) 配車元営業所の運行管理者及び整備管理者は、配置運転者等から、被災地拠点に移動した配置運転者及び配車車両についての運行管理及び車両管理に関する記録を、随時、報告させるとともにその記録を保存すること。

(注) 配車車両がデジタル式運行記録計を備えている場合(アナログ式運行記録計を併せて備えている場合を除く。)、同記録計に対応する解析システム(解析ソフトウェア、読取装置、解析装置、電子ファイル保存装置等)を被災地拠点に備え置くか、又は、随時、同記録計による記録を電子媒体により配車元営業所へ送付する必要がある。

(5) 上記(2)～(4)に係る業務の処理方法については、運行管理規程等に明確に定めること。

4. 事業者は特例措置を開始、変更または廃止しようとする場合には、次により配車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局(以下「運輸支局等」という。)へ届出するものとする。

(1) 被災地拠点毎に届出すること。

(2) 届出書は、別添様式1によること。

(3) 届出書(廃止する場合を除く)には、以下の書面を添付することとし、「貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において事業を行うための車両の移動等に関する取扱いの特例について」(平成23年9月13日付け国自安第19号、国自情第41号、国自貨第21号、国自整第46号)において届出されている内容に変更がない場合にあっては以下の書面について添付を要しない。

なお、変更届出については、当該変更に係るものに限る。

(ア) 車両置場及び睡眠に必要な施設に係る宣誓書(別添様式2)

(イ) 睡眠施設及び車両置場の図面または写真

(ウ) 3.(2)(ウ)の取扱いをする場合は他の事業者との申し合わせ書(別添様式3)

(4) 届出書の提出部数は、3部(配車元営業所と被災地拠点が同一県内の場合は2部)とする。

(5) 東北運輸局又は都道府県トラック協会から実態調査を要請された事業者であって、実態調査票を提出していない事業者にあつては、実態調査票(添付書類含む。)を添付すること。

5. 届出書の処理は次のとおりとする。

(1) 前項の届出書を受理した運輸支局等は、受理印を押印のうえ、届出者の控として1部を返付するとともに、被災地拠点を管轄する福島運輸支局に1部を送付すること。

(2) 届出書を受理した運輸支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両に備え置き、特例届出自動車登録番号欄を外側から見える位置に掲示するよう指導す

ること（廃止する場合を除く。）。

6. 運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。
 - (1) 配車元営業所を管轄する運輸支局等においては、届出書の受理にあたり、2. 及び3. 各号が適切に実施されるよう当該事業者を指導するとともに、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への情報提供を行うこと。
 - (2) 福島運輸支局においては、毎年度末に当該事業者が2. 及び3. 各号を適切に実施しているか実態を把握するため、事業者が被災地拠点に配置した運行管理者等又は他の自動車運送事業者に属する補助者の選任要件を満たす者に、別途定める自主点検表により事業の点検を行わせ、毎年4月30日までに福島運輸支局に提出させること。
 - (3) 福島運輸支局は(2)の実態を把握し、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合にあつては、被災地拠点に配置した運行管理者等又は他の自動車運送事業者に属する補助者の選任要件を満たす者に対し、法令遵守事項等について報告させ、呼出等により必要な指導を行うとともに、配車元営業所を管轄する運輸支局等に情報提供すること。
 - (4) 配車元営業所を管轄する運輸支局等においては、(3)の情報提供を受けた場合は、福島運輸支局の指導内容の履行状況について、事業者から報告させること。
 - (5) (2)における自主点検表を提出しない事業者又は地方実施機関からの通報等により、2. 及び3. 各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第60条に基づく報告徴収又は監査を速やかに行うこと。
 - (6) (4)及び(5)による報告徴収、監査等により、法令違反の事実が確認された場合には、配車元営業所に対し、貨物自動車運送事業法第33条に基づく処分等を厳正に行うこと。
7. 本通達による取扱いの期間を超えることが予想される事業者に対しては、本通達による取扱いの期間終了までに被災地域内又はその付近に営業所を新設する認可を取得するよう指導すること。
8. 本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項の変更登録の規定にはあたらないことから同項の手続きは不要である。
9. 本通達による取扱いをした場合、事業計画の変更にあたらぬものであることに鑑み、システム台帳への入力不要である。
10. 本通達による取扱いは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに被災地拠点を設ける場合に適用する。